

県社会的養育推進計画概要版

* アンダーライン箇所は国の策定要領で記載が求められている内容

1 計画の策定について

- (1) 平成28年改正児童福祉法の理念及び国の策定要領を踏まえて作成
【同法の理念】
 - ① 子どもが権利の主体である。
 - ② 家庭養育優先原則

- (2) 計画期間
令和2年度～11年度（2～6年度：前期，7～11年度：後期）

2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

- (1) 児童養護施設等における子どもの権利擁護の取組を推進する。
 - ① 子どもの権利について，子ども自身に定期的に説明
 - ② 子どもの持つ疑問点に対し，充分説明
 - ③ 意見表明が困難な子どもからの意見聴取方法の紹介 等

- (2) 児童相談所においては，引き続き，子どもの意見を充分踏まえた措置継続・変更等を行う。

3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

- ① 「子育て世代包括支援センター」，「子ども家庭総合支援拠点」について，国の財政支援等必要な助言等を行い，設置を促進する。
- ② 市町村の「要保護児童対策地域協議会」の適切な運営が図られるよう必要な助言等を行う。
- ③ 同協議会の調整担当者研修等を通じ，市町村の人材育成を支援する。
- ④ 児童相談所の体制や地域の相談ニーズ等を踏まえ，児童家庭支援センターの機能強化や新設の必要性等について検討していく。

4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

① 代替養育を必要とする子ども数等の現状(平成30年度末時点)

区 分	代替養育を受けて いる子ども数	里親等委託を必要 とする子ども数		里親等委託中 の子ども数		
	人数 (A)	人数 (B)	割合 B/A	人数 (C)	割合 C/A	割合 C/B
3歳未満	58人	27人	46.6%	7人	12.1%	25.9%
3歳～就学前	89人	70人	78.7%	9人	10.1%	12.9%
学童期以降	621人	435人	70.0%	117人	18.8%	26.9%
合 計	768人	532人	69.3%	133人	17.3%	25.0%

【説明】

国は、代替養育を必要とする子どものうち、以下の子どもについて里親等委託が必要としている。

ア 現に里親等に委託されている子ども

イ 現に施設入所している子どものうち、次の子ども

- ・ 乳児院に半年以上措置されている乳幼児
- ・ 乳児院から児童養護施設に措置変更された乳幼児
- ・ 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児
- ・ 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども

② 代替養育を必要とする子ども数の見込み

区 分	H26度～H30度 平均	R6度	R8度	R11度
3歳未満	59人	58人	58人	57人
3歳～就学前	94人	92人	92人	91人
学童期以降	618人	604人	601人	596人
合 計	771人	754人	751人	744人

* 算定方法等は別紙1

③ 上記のうち、里親等委託を必要とする子ども数の見込み

区分	R6度	R8度	R11度
3歳未満	30人	30人	29人
3歳～就学前	70人	70人	70人
学童期以降	452人	450人	446人
合計	552人	550人	545人

* 算定方法等は別紙2

④ 里親等への委託子ども数の見込み(数値目標と達成期限)

「里親等委託を必要とする子ども」について、国の目標数値及び達成時期と同様の目標等を設定する。

区分	国の里親等委託率目標(A), 達成時期	里親等委託を必要とする子ども数(B)	里親等委託目標子ども数 (B) × (A)
3歳未満	R6 : 75%	R6 : 30人	R6 : 23人
就学前※	R8 : 75%	R8 : 100人	㊦ R8 : 75人
学童期以降	R11 : 50%	R11 : 446人	㊧ R11 : 223人

R11度㊦+㊧ : 298人

※7年以内に就学前75%となっており、3歳未満も含まれている。

【説明】

ア これまでの里親登録世帯数の推移等を踏まえると、里親等が受け入れる子ども数は、令和11年度に290人程度と見込まれる。

- ・ 里親登録世帯数 : H30度182世帯 → R11度386世帯
- ・ ファミリーホーム数 : " 5施設 → " 7施設
- ・ 里親等受入子ども数 : " 133人 → " 293人

* 算定方法等は別紙3

イ 本県は戦後、保護者のいない児童等の保護を目的に社会奉仕・慈善事業を熱心に行う人々により、多くの養護施設が開設されており、全国平均に比べ、里親等委託率は低くなっている。

* 平成29年度末時点の里親等委託率

本県 : 15.0%

全国 : 19.7%

【参考1】各年齢区分別目標年度の「里親等委託目標子ども数」と「代替養育を必要とする子ども数全体」を比較した場合の里親等委託率

区分	里親等委託目標子ども数 (A)	代替養育を必要とする子ども数(B)	里親等委託率 (A)／(B)
3歳未満	R6：23人	R6：58人	40%
3歳～就学前	R8：52人	R8：92人	57%
学童期以降	R11：223人	R11：596人	37%

【参考2】令和11年度の「里親等委託目標子ども数」と「代替養育を必要とする子ども数全体」を比較した場合の里親等委託率

区分	里親等委託目標子ども数 (A)	代替養育を必要とする子ども数(B)	里親等委託率 (A)／(B)
3歳未満	22人	57人	39%
3歳～就学前	53人	91人	58%
学童期以降	223人	596人	37%
合計	298人	744人	40%

5 里親等への委託の推進に向けた取組

- ① 児童相談所の児童福祉司等によるフォスタリング業務の充実を図る。
- ② 児童養護施設等が配置し、里親の支援等を行っている里親支援専門相談員の継続配置の働きかけ
- ③ 里親を対象とした研修会・交流会の実施
- ④ 新規里親登録者確保のための広報活動の実施

6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ① フォスタリング業務の中で、養子縁組里親に登録している里親を中心に、特別養子縁組制度についての周知を図る。
- ② 制度周知に当たっては、子どもが持つ出自を知る権利や真実告知の重要・危険性等も充分説明した上で、実親、里親双方の心情に寄り添った対応を行う。

7 施設の小規模かつ地域分散化，高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 施設で養育が必要な子どもの数と割合の見込み

4 を基にした見込みは次のとおり

区 分	R 6 度	R 8 度	R11 度
3 歳未満	3 5 人	3 5 人	3 5 人
3 歳～就学前	5 5 人	4 0 人	3 8 人
学童期以降	4 4 5 人	4 2 1 人	3 7 3 人
合計	5 3 5 人	4 9 6 人	4 4 6 人

* 算定方法は別紙 4

(2) 乳児院及び児童養護施設の小規模かつ地域分散化，高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ① 新築や改築，増築の機会を活用することなどにより，小規模化や高機能化等を促進する。

8 一時保護改革に向けた取組

- ① 一時保護人数は増加傾向にあることから，必要に応じ定員の見直し等について検討する。
- ② 子ども一人ひとりの家庭の状況や性格，心身の状態等を考慮した上で，それぞれの子どもに合ったケアに努める。

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ① 国や県が実施している自立支援制度の周知に努めるとともに民間団体などが実施している制度・取組の活用を図りながら，自立を支援する。

10 児童相談所の強化等に向けた取組

- ① 令和元年 8 月に出水市で発生した女児死亡事案に係る検証結果や令和元年公布の改正児童福祉法等を踏まえ，児童相談所の体制強化を図る。
- ② 鹿児島市の児童相談所設置については，同市の計画等を踏まえながら，支援に努める。

各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

1 過去の傾向

区 分	子ども数全体 * 20歳未満	うち代替養育を必要とする子ども数
H21度～H25度平均	318,207人	781人
H26度～H30度平均	296,680人	771人
減少数	▲21,527人	▲10人
増減率	▲6.8%	▲1.3%

増減率の比 = 5.2 : 1

2 代替養育を必要とする子ども数の見込み

「子ども数全体」の増減率と、「うち代替養育を必要とする子ども数」の増減率の比は、将来においても変わらないと仮定の上、算定

区 分	子ども数全体 * 20歳未満	うち代替養育を必要とする子ども数
H26度～H30度平均	296,680人	771人
R6度	263,113人	754人
減少数	▲33,567人	▲17人
増減率	▲11.3%	▲2.1%
R11度	244,567人	744人
減少数	▲18,546人	▲10人
増減率	▲7.0%	▲1.3%

* 令和6年度及び11年度の子ども数全体は、社人研の「日本の地域別将来推計人口」(H30)において示されている、令和7年度263,113人、令和12年度244,567人をそれぞれ用いている。

3 年齢区分別の代替養育を必要とする子ども数

年齢区分ごとの子ども数の割合は将来も変わらないと仮定の上、算定

区 分	H26度～H30度平均	R6度	R11度
3歳未満	7.7%	58人	57人
3歳～就学前	12.2%	92人	91人
学童期以降	80.1%	604人	596人
合計	100.0%	754人	744人

里親等委託を必要とする子ども数の見込み算定方法

- 1 代替養育を受けている子どものうち、里親等委託を必要とする子どもの割合
(H26度～H30度平均)

区 分	代替養育を受けている子ども数(A)	里親等委託を必要とする子ども数(B)	B/A
3歳未満	59.2人	30.4人	51%
3歳～就学前	94.0人	71.8人	76%
学童期以降	617.6人	462.0人	75%
合 計	770.8人	564.2人	73%

- 2 代替養育を必要とする子ども数の見込み

区 分	R6度	R8度	R11度
3歳未満	58人	58人	57人
3歳～就学前	92人	92人	91人
学童期以降	604人	601人	596人
合 計	754人	751人	744人

* 令和8年度の見込みは、6年度及び11年度の数値を基に推計

- 3 里親等委託を必要とする子ども数の見込み

「2 代替養育を必要とする子ども数の見込み」に、1の割合を掛けて算出

区 分	R6度	R8度	R11度
3歳未満	30人	30人	29人
3歳～就学前	70人	70人	70人
学童期以降	452人	450人	446人
合 計	552人	550人	545人

これまでの里親登録世帯数の推移等を 踏まえた里親等受入子ども数の見込み

1 里親登録世帯数

- ・ H26度：108世帯 → H30度：182世帯
- ・ 平均すると、1年で18.5世帯増加。同様のペースで増加すると仮定

2 里親1世帯当たりの受入子ども数

- ・ 平成26年度：66人／108世帯＝0.61人
- ・ 平成30年度：112人／182世帯＝0.62人
- ・ 今後、里親等委託の推進を図ることを勘案し、0.65人と仮定

3 ファミリーホームの受入子ども数

- ・ H26度：5施設、定員30人、委託子ども数18人
- ・ H30度：5施設、定員30人、委託子ども数21人
- ・ H28度～H29度は6施設、定員30人であったことを勘案し、5年で1箇所(定員6人)増加と仮定。
- ・ 里親等委託推進を図ることを勘案し、委託子ども数を定員と同数と仮定

4 今後の里親等受入子ども数見込み

区 分	H30度	R6度	R11度
里親登録世帯数 (A)	182世帯	293世帯	386世帯
受入子ども数 (A×0.65)	112人	190人	251人
ファミリーホーム設置数	5施設	6施設	7施設
受入子ども数	21人	36人	42人
受入子ども数合計	133人	226人	293人

施設で養育が必要な子ども数の見込み

区 分		R6度	R8度	R11度
3歳未満	代替養育を必要とする子ども数	58人	58人	57人
	里親等委託を必要とする子ども数	(30人)	(30人)	(29人)
	里親等委託目標子ども数	23人	23人	22人
	施設入所措置子ども数	35人	35人	35人
3歳から 就学前	代替養育を必要とする子ども数	92人	92人	91人
	里親等委託を必要とする子ども数	(70人)	(70人)	(70人)
	里親等委託目標子ども数	*1 37人	52人	53人
	施設入所措置子ども数	55人	40人	38人
学童期以降	代替養育を必要とする子ども数	604人	601人	596人
	里親等委託を必要とする子ども数	(452人)	(450人)	(446人)
	里親等委託目標子ども数	*2 159人	*3 180人	223人
	施設入所措置子ども数	445人	421人	373人
施設入所措置子ども数合計		535人	496人	446人

* 1 : 就学前の里親等委託を必要とする子ども数の60%と設定

(就学前の合計の60%から3歳未満の里親等委託数を減じた数)

* 2 : 里親等委託を必要とする子ども数の35%と設定

* 3 : 里親等委託を必要とする子ども数の40%と設定

用 語 説 明

番号	用 語	説 明
1	社会的養育	子ども家庭への養育支援から代替養育までを指している。社会的養育の対象は全ての子どもであり、家庭で暮らす子どもから代替養育を受けている子ども、その胎児期から自立までが対象となる。
2	代替養育	家庭における養育が困難又は適当でない場合に、家庭に代わり里親や児童養護施設等で養育すること。
3	家庭養育優先原則	代替養育を行う場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境である里親やファミリーホームへの委託を優先し、これらが適当でない場合には、できる限り良好な家庭的環境である、小規模かつ地域分散化された施設で養育することを原則とすること。
4	児童家庭支援センター	児童に関する地域や家庭からの相談や市町村の求めに応じた援助、児童相談所からの委託による指導、関係機関との連携・調整などを行う児童福祉施設であり、児童相談所の補完的役割を担う施設。
5	里親制度	<p>家庭における養育が困難又は適当でない子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度。</p> <p>【里親の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育里親： 保護者のいない子ども又は保護者に監護させることが不相当であると認められる子どもを養育する里親。委託人数は最大4人（実子を含めて6人） ・専門里親： 養育里親として養育経験を有する者で児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子ども、非行等の問題を有する子ども及び障害がある子どもを養育する里親。委託人数は最大2人（養育里親対象児童2人と合わせて4人、実子含めて6人） ・養子縁組里親： 養子縁組により養親となることを希望し、養子縁組が可能な子どもを養子縁組することを前提として養育する里親。 ・親族里親： 両親その他その子どもを現に監護している者が死亡、行方不明等の状態になったことにより、扶養義務者又はその配偶者がその子どもを養育する里親。
6	ファミリーホーム事業	家庭における養育が困難又は適当でない子どもを、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する事業。養育者の住居で行う点で里親と同様であるが、定員は5～6人となっている。
7	乳児院	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要がある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

番号	用語	説明
8	児童養護施設	保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を目的とする施設。
9	母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
10	フォスターリング業務	里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一連の支援業務。
11	特別養子縁組	子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子どもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。 実親の同意、養親の年齢（原則25歳以上）、養子の年齢（家庭裁判所に審判を請求するとき原則6歳未満。）、半年間の監護の条件を満たす場合に、家庭裁判所の決定を受け成立する。 ※令和元年6月14日、養子の年齢を15歳に引き上げるなどの改正民法が公布され、1年以内に施行される見込み。
12	普通養子縁組	養親との間に法律上の親子関係が成立するが、実親との親子関係は解消されず、子どもは2組の親を持つことになるため、実親と養親の両方に対して、相続する権利や扶養を受ける権利（および義務）を持つこととなる。 特別養子縁組とは異なり、裁判所の決定は不要で、原則として養子の年齢制限や監護条件等が定められておらず、養親と養子が同意することにより成立する。
13	社会的養護自立支援	児童福祉法は、原則として18歳未満の者に対して支援を行うこととされているが、18歳に達した時点で、その後の生活の見通しが何ら立っていないにも関わらず、機械的に措置を解除した場合、それまで行ってきた保護指導の効果が失われ、自立した生活を営むことが困難になることから、児童の自立の観点から必要と認められる場合には、20歳に達するまで継続して支援することなど、代替養育等を経験した子ども達の自立支援が図られている。 また、法改正により児童養護施設等を退所した20歳未満の児童等であって就職や就学をする者が共同生活を営む自立援助ホームについては、20歳に達する前から入所している者のうち、大学の学生等である者については、22歳に達する年度の末日まで居住できることとされたほか、児童養護施設に居住しながら大学等へ通う場合に支援する事業等が創設された。

